

業務委託種目及び競争入札参加資格の要件

略種目	業務種目	業務内容	申請者または従業員に必要な許可・資格等	地域要件(注1)
運維	運転監視及び維持管理	・下水道施設の運転操作・監視及び維持管理	・下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している維持管理業者	和歌山県内に本店
保	電気設備保安点検	・自家用電気工作物であるため電気事業法に義務付けられた維持保安 ・電気事故発生時における緊急対応	・電気事業法施行規則第42条の2第1項第2号の規定に該当し、法人格を有する者で電気保安法人一貫（経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部）に掲載されている者 ・平成12年4月1日以降に元請けとして、設備容量3,000kVA以上の地方公共団体が所有する施設の保安業務実績を有すること ・公社から連絡後、電気主任技術者を1時間以内に当該施設に配置できる者	和歌山県内
掃	清掃	・建物内の清掃及び受水槽の点検	・建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）	構成市町内(注2)
析	水質分析	・下水道法等に基づく放流水等の分析 ・水質分析、汚泥分析、大気分析、ダイオキシン分析	・計量証明の事業登録（濃度に係るもの） ・環境計量士	和歌山県内
植	植栽管理	・除草、灌水、施肥、低木剪定、高木剪定、殺虫剤散布、枯木再生	・造園工事業の許可 ・造園施工管理技士	構成市町内
集	汚泥収集運搬	・脱水汚泥等の処分地までの収集運搬	・産業廃棄物収集運搬（汚泥）の許可 ・伊都処理区へ申請の場合は、脱水汚泥を積載でき、走行中に分離液が滴下することなく、臭気の拡散を極力おさえられる最大積載量概ね10t程度の車を有すること	構成市町内
処	汚泥最終処分	・脱水汚泥等の最終処分（埋立）	・産業廃棄物処分業（埋立最終処分・有機性汚泥）の許可	和歌山県内、大阪府内、奈良県内
リ	汚泥リサイクル	・脱水汚泥等の中間処理（リサイクルのみ）	・産業廃棄物処分業（中間処理・有機性汚泥）の許可	和歌山県内
集処	汚泥処分	・脱水汚泥等の収集運搬及び中間処理	・産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可 ただし、自社収集運搬を行わない場合は不要（注3） ・産業廃棄物処分業（中間処理・有機性汚泥）の許可	近畿2府4県内及びその近隣県内（三重県、岐阜県、福井県、岡山県、鳥取県、徳島県）
工	エレベーターの保守点検	・エレベーターの保守点検	・昇降機検査資格者	地域要件なし
消	消防用設備点検	・消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、消防用水 ・上記の点検及び簡易修理	・左欄業務を行うのに必要な消防設備士又は消防設備点検資格者（ただし、伊都処理区の申請については、消防用水点検を除く）	和歌山県内
燃	燃料タンクの点検	・燃料タンクの法定点検	・地下タンク等定期点検事業者認定 ・地下タンク等定期点検技術者	和歌山県内
計	計装設備点検	・計装設備、流量計、監視制御設備の保守点検 ・上記の簡易修理	・電気工事施工管理技士 ・第1種電気工事士 ・平成12年4月1日以降に元請けとして、地方公共団体（公社を含む。）発注の下水道処理場に関する監視制御及び計装設備等の点検業務の受注実績を有すること	地域要件なし
幹	幹線管渠調査	・幹線管渠内の調査	・下水道管理技術認定試験合格者（管路施設）又は下水道管路管理技士（総合・主任・専門の調査部門のいずれか） ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（二種酸欠）	地域要件なし
薬	廃薬品の処理	・水質検査試薬等の廃液の処分	・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業（廃油、廃酸、廃アルカリ）の許可（和歌山県及び処分先の府県） ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分業（廃油、廃酸、廃アルカリ）の許可	地域要件なし
廃	金属くず等の処理	・金属くず、廃プラスチック類の廃棄物の処理	・産業廃棄物収集運搬業（金属くず、廃プラスチック）の許可（和歌山県及び処分先の府県） ・産業廃棄物処分業（金属くず、廃プラスチック）の許可	地域要件なし
浚	管渠内浚渫等	・下水道管渠・下水道処理施設の清掃及び収集運搬	・産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（二種酸欠） ・強力吸引車及び高圧洗浄車を有すること。	和歌山県内
管処	管渠内浚渫汚泥等の処分	・下水道管渠・下水道処理施設の清掃汚泥等の中間処理又は最終処分	・産業廃棄物処分業（埋立最終処分・有機性汚泥）の許可又は産業廃棄物処理業（中間処理・有機性汚泥）の許可	和歌山県内

(注1) 地域要件とは、本店又は支店その他の事業所のいずれかがまた、汚泥処分に関しては、汚泥処分施設（中間処理施設含む。）も地域要件欄に所在すること。

(注2) 構成市町とは、伊都処理区関係業務の申請については、橋本市、かつらぎ町及び九度山町を言い、那賀処理区関係業務の申請については、紀の川市及び岩出市を言う。

(注3) 処分業者が自社で収集運搬をしない場合は、入札時に処分業者と収集運搬業者が提携しての一体参加となり、この場合は収集運搬業者が収集運搬に係る許可等を有すること。（今回の登録時に提携は不要です。）